

3 国保税額計算のモデルケース

※差額は、令和8年度より新たに負担となる「子ども・子育て支援金」分の金額です。

モデル① 4人世帯

- ・世帯主（45歳） 収入 400万円
- ・妻（45歳） 収入 0万円
- ・子（17歳） 収入 0万円
- ・子（15歳） 収入 0万円



令和8年度税額 474,300円
 令和7年度税額 464,700円
 差額 +9,600円

モデル② 高齢夫婦世帯

- ・世帯主（73歳） 収入 220万円
- ・妻（71歳） 収入 120万円



令和8年度税額 114,800円
 令和7年度税額 109,600円
 差額 +5,200円

モデル③ 単身世帯

- ・世帯主（50歳） 収入 200万円
 （単身世帯）



令和8年度税額 168,500円
 令和7年度税額 164,000円
 差額 +4,500円

4 県内の保険料（税）率の統一に向けて


平成30年から国民健康保険税の都道府県単位化により福島県が財政運営主体となっています。県では、令和11年度までに県内市町村の保険料（税）率の統一を目指しており、国見町の現行の税率を上回る標準保険料（税）率が示される見込みであることから、計画的な税率の改定が必要となっています。


ポイント


- ✓ 統一に向けて段階的に税率が見直されます。
- ✓ 将来も安定した国保制度を維持するための取り組みです。


5 今後の国保税を上げないためにできること

医療の高度化などの影響により、一人あたりの医療費は年々増え続けています。医療費を減らすことが、国保税の引き上げを抑制するためにとっても重要です。医療費を抑制するためには、次のことが有効です。

 病気の早期発見・早期治療のため、健康診断を年1回受診する

 ジェネリック医薬品の利用や薬の飲み残しの確認、お薬手帳を活用

 安心して相談できる「かかりつけ医」を持つ

 緊急でないときは、夜間・休日の受診は控える

令和8年度 国民健康保険税率が決まりました

国民健康保険（国保）は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税（国保税）を負担し合い、お互いに助け合う制度です。

令和8年度から従来の国保税（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）に、新たに「子ども・子育て支援金分」が加わります。

☎ほけん課国保係 ☎585-2785



1 子ども・子育て支援金とは

① 制度の創設

国では、少子化対策を強化し、次世代を担う子どもたちを社会全体で支えるため、令和6年度に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。

② 制度導入の目的

児童手当の拡充、妊産婦支援の充実、保育サービスの質の向上など、すべての子育て世帯を切れ目なく支援するための財源として活用されます。

③ 支援金の算出方法

子ども・子育て支援金は、従来の国保税と同様に、被保険者の所得や人数などに応じて算出されます。

- 低所得世帯に対する軽減措置（7割・5割・2割）、未就学児に係る均等割額の軽減措置、産前産後期間の軽減措置についても、既存の国保税と同様に適用されます。
- 18歳未満の子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども）は、子ども・子育て支援金の均等割額が10割軽減されます。

2 令和8年度 国保税率

税率は、県へ支払う納付金や保健事業などの必要な歳出見込額から、国・県の交付金などの歳入見込額を差し引いた不足分を「国保税の総額」とし、これを所得や世帯の人数に応じて割り振ることで決定します。

令和8年度の税率を算定した結果、税率を上げなくても必要な額の収納が見込まれるため、税率を変更せず、「据え置き」としました。なお、令和8年度の税率は下表のとおりです。

区分	所得割	均等割	平等割	課税限度額（※1）
医療分	6.50%	25,500円	20,800円	670,000円
後期高齢者支援金分	2.46%	10,200円	7,200円	260,000円
介護納付金分 （40歳～64歳の方が対象）	2.41%	11,600円	5,900円	170,000円
子ども・子育て支援金分	0.27%	1,200円（※2） （18歳以上均等割額100円）	800円	30,000円

※1 各税額には、上限額（課税限度額）が定められており、算出された税額が上限額を上回っていた場合、超えた金額は切り捨てられます。
 ※2 「子ども・子育て支援金」の均等割額は、18歳未満は10割軽減されます。その軽減分は、「18歳以上均等割額」として、18歳以上の被保険者が均等割額に加えて負担することとなります。